

報告第12号

平成30年度八幡浜市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について  
 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条  
 第1項及び第22条第1項の規定により、平成30年度決算に基づく健全化判断  
 比率及び資金不足比率を別冊監査委員の意見を付けて、次のとおり報告する。

令和元年9月10日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

1 健全化判断比率 (単位：%)

区分	実質赤字比率	連結実質赤字 比率	実質公債費 比率	将来負担比率
健全化判断比率	—	—	10.1	80.9
早期健全化基準	13.16	18.16	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

2 公営企業の資金不足比率 (単位：%)

	特別会計名	資金不足比率
法適用企業	水道事業会計	—
	市立八幡浜総合病院事業会計	—
法非適用企業	簡易水道事業特別会計	—
	公共下水道事業特別会計	—
	戸別合併処理浄化槽整備事業特別会計	—
	小規模下水道事業特別会計	—
	水産物地方卸売市場事業特別会計	—
	港湾整備事業特別会計	—

備考 資金不足比率の経営健全化基準は、20.0%

